

## 議第 173 号 公の施設の指定管理者の指定について

### 1 趣旨

蒲刈高齢者生活福祉センターの指定管理者を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

### 2 公の施設の概要

施設名	蒲刈高齢者生活福祉センター		
施設所在地	呉市蒲刈町田戸 2308 番地 1		
設置年月日	平成 9 年 12 月 1 日		
設置目的	在宅の高齢者及び障害者について、自立的生活の助長，社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図り，もって市民の福祉を増進するための施設として設置する。		
設置条例	呉市高齢者生活福祉センター条例		
施設規模等	敷地面積 6, 216.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 1, 532.11 m <sup>2</sup> 構造・階数 鉄筋コンクリート造，平屋建て 主要施設 個室（10 室），集会室，食堂，浴室，日常動作訓練室		
利用状況	利用者数	平成 28 年度	3, 440 人
		平成 29 年度	3, 636 人
		平成 30 年度	5, 271 人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	平成 30 年度	<b>【呉市分】</b> 歳入 0 千円 歳出 7, 863 千円 指定管理料 7, 863 千円 <b>【指定管理者分】</b> 収入 42, 141 千円 支出 42, 141 千円 ※指定管理者の収支決算詳細については，別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料 1）を参照	
指定管理実績	平成 18 年 9 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	
	平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	
	平成 27 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	

### 3 指定管理者の業務の範囲

(1) 施設の維持及び管理に関する業務

(2) 次に掲げる事業に関する業務

ア 居住施設の運営及び当該居住施設の入居者に対する生活指導、援助等に関する事業

イ 入居者と地域住民との交流に関する事業

(3) センターの使用の許可に関する業務

(4) 上記の業務に付随する業務

### 4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

### 5 団体（候補者）の概要

団体名	社会福祉法人呉市社会福祉協議会
団体所在地	呉市中央5丁目12番21号
代表者氏名	会長 中本 克州
設立年月日	昭和42年5月26日
設立目的	呉市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
基本財産	110,344千円
従業員数	288人
役員	会長 中本 克州 副会長 城 健康 古江 由紀枝 原垣内 清治 常務理事 山根 直行 理事 神田 晃典 森本 勝利 山口 幸夫 川畑 勝之 香川 治子 土本 敏明 友井 輝道 隠村 誠二 中野 光明 河野 一美 山田 照枝 奥先 楓 佐藤 光子 川中 克幸 鈴木 孝雄 新田 英樹 玉木 正治 内藤 雅夫 監事 吉井 光廣 中野 正氣
決算	平成30年度 収入 13億2,646万円 支出 12億9,344万円

### 6 団体（候補者）から提出された事業計画等の概要

管理運営上の基本方針	(1) 当団体の使命である「地域福祉の推進」を基本原則とし、市民の福祉増進という観点から、多目的な事業展開の拠点として十分に機能するよう管理運営をしていく。 (2) 本施設が蒲刈地域内はもとより、安芸灘地域の福祉の中心施設であるという認識の下、安芸灘地域における介護福祉推進の牽引役として尽力していく。
管理運営体制	管理責任者1名の下、管理実務担当職員2名と生活援助員1名の計4名体制で施設管理を行う。また、当団体が運営する近隣事業所の看護師や介護員などの職員が協力することで、管理運営に支障がないよう努める。
施設の維持管理	利用者及び入居者が安全かつ快適に利用できるよう、施設内外の点検を日頃から実施するとともに、これまでの施設運営で把握している特に注意を要する設備等については修繕計画を作成し、継続的に維持管理を行う。
利用促進の取組	安芸灘エリアの医療施設、介護保険事業所及び保健出張所などの関係機関と定期的にケア会議を開催し、ケース検討や情報交換を行うことで、より良いサービスの提供を図る。 また、医療機関、市民センター等の行政機関や民生委員、老人会等の地域団体、地域包括支援センターと連携するとともに地域に出向いて利用者及び地域住民のニーズ把握に努める。
自主事業その他サービスの向上の取組	(1) 介護予防・生活支援の拠点として「ふれあい・いきいきサロン」を発展強化した常設型サロンを当施設で実施できるよう検討する。 (2) 地域住民と協働で季節色豊かな交流イベントを開催する。
経費削減の取組	利便性・快適性を損なわない範囲内での節水節電を徹底し、空調の適正温度を常に監視するなど経費の削減に努める。

## 7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

## 8 選定委員会による審査結果の概要

### (1) 応募者

団体名	団体所在地	代表者氏名
社会福祉法人呉市社会福祉協議会	呉市中央5丁目12番21号	中本 克州

### (2) 審査基準

応募者が(1)に掲げる1者であったため、募集要項においてあらかじめ示したとおり、採点による審査を行わず、基準ごとにその適否を審査したものです。

審査基準	判定
ア 事業計画書等の内容が、利用しようとする者の平等利用が図られるものであること。 【主な評価の視点】	適・否

利用者の平等利用の確保	
イ 事業計画書等の内容が、施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。 【主な評価の視点】 施設の設置目的との整合性 苦情への対応及び個人情報の取扱い	適・否
ウ 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。 【主な評価の視点】 利用促進に係る具体的な取組 利用者数等の数値目標	適・否
エ 事業計画書等の内容が、適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。 【主な評価の視点】 適正な提案額 管理経費の縮減に係る具体的な取組	適・否
オ 施設等の管理を安定して行う能力を有していること。 【主な評価の視点】 経営状況、管理体制 事故等の緊急事態への対応	適・否
カ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準 【主な評価の視点】 障害者雇用への配慮 類似施設の管理実績	適・否
総合判定	適・否 ※否は失格

(3) 審査結果

応募者	社会福祉法人呉市 社会福祉協議会	【評価した点】 ・入居者から好評を得ていること。 ・同一施設内で活動する社会福祉協議会の蒲刈支所及びデイサービスの職員の協力を得られるため、管理実務担当職員は2名という少人数で運営でき、経費節減となっている。
総合判定	適	
【内 訳】		
審査基準ア	適	
審査基準イ	適	
審査基準ウ	適	
審査基準エ	適	
審査基準オ	適	
審査基準カ	適	

(4) 選定委員会名簿

	氏 名	所 属 等
委員長	渡辺 晴子	広島国際大学 医療福祉学部 准教授

副委員長	北村 健二	呉市福祉事務所長
委員	松本 美幸	中国税理士会
	小田原 裕紀	呉市社会福祉施設連絡協議会
	畝田谷 栄子	広島県社会保険労務士会呉支部
	藤尾 裕治	広島県社会福祉士会
	増本 公生	呉市市民部蒲刈市民センター長

## 9 選定の理由

当該施設については、指定管理者の公募を行ったところ、応募者が1者であったため、当該者を指定管理者とすることの適否につき、呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年呉市規則第1号）第3条の規定に基づく選定委員会において審査を行いました。

その結果、応募者である社会福祉法人呉市社会福祉協議会が指定管理者として適当であると認められたため、当該団体を指定管理者の候補者として選定したものです。